

令和1年11月1日現在

北見市高齢者福祉サービス 事業一覧

	事業名	年齢	対象要件	障がい	2号	市民税条件	利用者負担	生活保護自己負担	必要書類	社協受付	備考
1	生活管理指導員派遣(ヘルパー)	65	介護認定非該当 総合事業対象外	-	-	-	208円/1回	無料	申・調1・計画書	-	介護保険又は総合事業優先
2	生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)	65	介護認定非該当	-	-	-	381円/1日+食費自己負担(1日1,500円程度)	食費のみ	申・調1・計画書 (事前に施設へ空床確認必要)	-	養護老人ホームのショート 原則年度を通じて7日以内
3	日常生活用具給付(警報器)	65	独居	-	対象	非課税	-	-	申・調1・見積書・計画書	-	現物給付に限る 給付上限額6,000円(税込)
4	日常生活用具給付(電磁調理器)	65	独居・問題改善	-	対象	非課税	-	-	申・調1・見積書・計画書	-	現物給付に限る 給付上限額20,000円(税込)
5	補装具交付(安全杖)	70	杖の使用により 日常生活動作改善	-	-	非課税	-	-	申・調1・見積書	-	現物交付のみ。伸縮式又は折りたたみ式。 冬期間の滑り止めは含まない
6	補装具交付(補聴器)	70	両耳の聴力損失 約40デシベル以上	-	-	非課税	-	-	申・調1・見積書・聴力診断書	-	現物交付のみ。高度難聴用ポケット型 診断書は病院または店舗にて発行
7	緊急通報システム設置	65	虚弱・独居	身障1・2級	対象	-	原則無料 (故意または過失により機器を毀 損した場合は賠償責任あり)	-	申・調1・調2・承諾書・回線確認・業者確認表	可	原則、心臓・脳・関節・特定疾患の既往歴が ある場合に限る
8	安否確認サービス(ヤクルト)	65	虚弱・独居	身障1・2級、療育、精神	対象	-	-	-	申・調1・調2・調3	可	月水金。配食や介護サービス等が全て重複の場 合は利用不可
9	除雪サービス	65	高齢者・身障者のみの世帯		対象	-	-	-	申・調1・調2・調3 (前年からの継続利用は別途様式)	可	除雪機貸与との併用不可
10	除雪機貸与事業	65	高齢者・身障者のみの世帯		対象	-	燃料代・消耗品代・ 保険料は町内会負担	-	申請書、対象世帯名簿	可	社協へ申込み、除雪サービスとの併用不可 個人利用ではなく、町内会への貸出
11	訪問理美容サービス	65	在宅であり、寝たきりもしくは 心身の障がい、傷病のため外出困難		対象	-	業者の交通費のみ助成 理美容代は自費	同左	申・調1・計画書	可	開始日・利用店名必要(計画書作成)
12	短期入所生活介護(上乗せショート)	-	要支援・要介護	-	対象	-	1~3割負担+ 居住費、食費等 (利用者負担段階別)	同左	申・調1・計画書・利用票及び別表 (30日超の場合は前月の利用実績も) 年度内2回目以降は計画書と利用票及び別表のみ	-	30日連続または限度額超え 老健は対象外 原則年度を通じて7日以内
13	施設入浴サービス(訪問入浴・施設入浴)	65	介3以上・在宅	身障1・2級	対象	-	施設入浴1,500円/1回 訪問入浴1,250円/1回	無料	申・調1・計画書・健康診断書 (事前に施設との打合せ必要)	-	訪問入浴は身体障がい者のみ
14	介護用具貸与	65	介保・障害サービスが利 用できない	身障1・2級	-	-	運搬費自己負担	同左	申・調1・計画書	可	車イス、エアーマット、特殊寝台
15	寝具乾燥サービス	65	寝たきり	身障1・2級	-	-	市民税課税者1割負担 非課税者無料	無料	申・調1・計画書	可	年2回まで、専用車が巡回した際 布団・丹前・毛布・クッションが対象
16	家族介護用品支給(給付券)	65	介4以上・在宅 (申請者は市内在住の家族)	認定無、64歳迄、肢体1・2級	対象	非課税	-	-	申・調1・介護保険証(省略可) (申請者は介護している市内の親族)	-	月額6,250円、申請月より交付、21日以降は翌月。 死亡や施設入所後は使用不可
17	家族介護慰労金支給	65	介4以上 (申請者は同居している家族)	-	-	非課税	-	-	申・調1・現況届	-	過去1年間介護サービスの利用なし 短期入所7日以内、入院3ヶ月以内
18	徘徊高齢者位置検索サービス(GPS)	65	認知症・在宅	-	-	-	加入料金以外は自費	同左	申・調1・調3・計画書 (利用決定後、利用者と事業者で直接契約)	-	最初の加入料金5,000円(税別)のみ助成 その他月額利用料等は自費
19	食の自立支援・配食サービス	65	高齢者のみ又は身障者のみ 又は身障者と高齢者のみの世帯		対象	-	200円/1食の助成分 以外は自己負担	同左	申・調1・アセスメント票・利用調整票 (変更・廃止時は利用調整票のみ)	-	申請日以前の利用は自費 利用表(カレンダー)は4ヶ月毎送付
20	高齢者等住宅整備資金貸付	60	高齢・身障 (同居の家族も申請可)	身障1・2級	-	前年所得 1200万以下	-	-	様式第1号(別紙)・印鑑証明・収入証明・納税証明・ 所有者証明・平面図・改修写真・見積書など	-	高齢・障害に係る工事費のみ対象 新築は対象外

※ 必要書類・・・申=要援護高齢者福祉サービス事業等利用申請書、調1・2・3=高齢者等調査票1・2・3、計画書=要援護高齢者福祉サービス計画書

※ 利用者の住所が端野・留辺蘂・常呂自治区の場合は、各総合支所へご相談ください。